

佐賀市教育委員会規則第 号

佐賀市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀市立図書館条例施行規則(平成 17 年佐賀市教育委員会規則第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項の「別表第 3」の一部を次のように改める。

第 1 表 佐賀市立図書館及び各分室の文言の削除

図書等	個人(1 人につき)	15 冊以内	
	団体(1 団体につき)	1,000 冊以内	3 月間以内

絵画 (佐賀館のみ)

第 2 表の削除

## 佐賀市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

### 1 改正理由

平成17年度中途の合併に伴い、佐賀館及び大和館並びに諸富館の資料の貸出規定の統一を図るため、市民聴取意見や図書館協議会の諮問意見を参考に、さらに広域化に基づく移動図書館や団体貸出の再編により、佐賀市立図書館条例規則の一部改正を行う。

### 2 改正内容

第8条第1項中の「別表第3」を次のように改める。

第1表の「佐賀市立図書館及び各分室」の削除

図書等の個人貸出数量の「制限なし」を「15冊以内」に改める。

同区分の団体貸出数量の「500冊以内」を「1,000冊以内」に、団体貸出期間の「1月間(学校に限り3月間)以内」を「3月間以内」に、それぞれ改める。

「絵画(各分室を除く。)」を「絵画(佐賀館のみ)」に改める。

第2表の削除

### 3 施行日

公布の日から施行する。

### 4 新旧対照表

現 行				改 正 案			
区分	貸出対象	数量	期間	区分	貸出対象	数量	期間
図書等	個人	制限なし	2週間以内	図書等	個人	15冊以内	2週間以内
	団体	500冊以内	1月間(学校に限り3月間)以内		団体	1,000冊以内	3月間以内
ビデオテープ及びデジタルパーソナルディスク	個人	2点以内	2週間以内	ビデオテープ及びデジタルパーソナルディスク	個人	2点以内	2週間以内
	団体	2点以内	2週間以内		団体	2点以内	2週間以内
コンパクトディスク及びカセットテープ	個人	3点以内	2週間以内	コンパクトディスク及びカセットテープ	個人	3点以内	2週間以内
	団体	3点以内	2週間以内		団体	3点以内	2週間以内
絵画(各分室を除く。)	個人	1点	1月間以内	絵画(佐賀館のみ)	個人	1点	1月間以内
	団体	1点	1月間以内		団体	1点	1月間以内

